

秋田藩家蔵文書のデータベース化と地域連携

—「秋田藩採集文書」論のために—

金子 拓(東京大学史料編纂所)

はじめに

たしかにデータベースは有益である。

史料編纂所員としての基幹的な仕事である編纂・研究は、データベース¹なしでは立ちゆかなくなっている。編纂された史料集のどこが、個人研究のどの部分がデータベースの恩恵にあずかっているのか、そんな問いかけをすることすら無意味なほど、データベースと編纂・研究は密着しているというのが現状である。

語句や人名を入力して検索すれば、それらを含む史料が、たちどころにあらわれる。時代や地域という垣根を超えたさまざまな史料のなかに、めざす語句や人名が含まれていることを知る。「こんな史料にも…」という意外性に驚く。こうした新鮮な驚きは、データベースの背後に、史料編纂所の諸先輩方・同輩の皆さんの努力により積み重ねられた歴大な歴史情報資源がひそんでいるということ、しばしば忘れさせてしまう。

史料編纂所はいっぽうで、「史料学」という学問分野をつねに意識しながら、その最先端の場所で編纂・研究を進めている²。史料学のなかでとくに注意が払われている点のひとつは、「群」としての扱いだろう。

個々の史料を単体で考えるだけでなく、それが含まれた史料群のなかに置き、そのなかで個々の史料が果たしている役割を考えたり、史料群がいかに成立し、いかに伝来してきたのかを歴史的に考える。ひとつの史料を前にしつつも、常にその史料が含まれる史料群の存在をも視野におさめる。筆者自身も、史料学の進展を肌で感じながら、そうした姿勢をとることが自然に身についてきた。

だからといってデータベースと史料学の相性が悪いわけではない。データベースの利点は、前述のように、時代・地域を超えた広範な対象のなかから、知りたい史料を検出できる点にある。いっぽうで、対象を史料群ごとに絞って検索をおこなうことも可能である。むしろ現実的にはそのような利用法が一般的だろう。「あのなかにあるはず」とある程度の見当をつけてから検索することが多い。

史料群としての研究が進むにつれ、過去のまとまりが何らかの変化をこうむり、現在に至っていることが明らかになる場合がある。群としての構造把握、変化の原因を追究する

¹ ここでは、史料編纂所における歴史資料情報データベース(Shiryohensanjo Historical Information Processing System 略称SHIPS)をおもに念頭に置いている。日常的な情報収集では、各種史料所蔵機関・図書館のほか、ジャパンレレッジから公開されている各種データベースなど枚挙にいとまのないほどのオンライン・データベースの恩恵にあずかっていることは、いうまでもない。

² たとえば史料編纂所では、過去に開催した史料学セミナーのうち、第9回・第10回(2004・2005年度)の総テーマを「史料群からみる史料学」と題し、この観点からの研究成果を報告した。

ことにくわえ、かつての群を復元することも研究課題のひとつになる。ただ、史料群が現実に機能している以上、研究の結果として復元された過去の史料群へ強引に組み換えることは不可能である。

そこで有効なのがデータベースである。個々の史料をデータベースに適合的な歴史情報に変換し、既存の史料群とは異なる帰属先情報をあたえる。あるいは、いくつかの史料群をひとつの仮想史料群にまとめる。データベース上ならば容易に実現可能だ。そのようにして構築された仮想史料群データベースを対象に研究をおこなうことにより、新たな研究成果が生み出されることもあるだろう。

ここで考えているのは以上に述べたような試みであり、対象とするのは「秋田藩家蔵文書」である。

1 「家蔵文書」と「採集文書」のあいだ

「秋田藩家蔵文書」は、近世秋田藩の修史事業の過程で編纂された文書集である。藩士諸家から提出された家蔵文書を、近世前期元禄年間から近世後期文化年間に至る各段階にわたり藩で臨写・編纂して成立した。収録文書総点数は 3974 点(全 61 冊)。内容は、鎌倉時代から江戸時代初期にかけての佐竹氏関係文書が多数を占め、中世における常陸を中心とした東国・東北地域史や、近世初期における秋田藩政史の研究に大きく裨益してきた。近世諸藩の修史事業による成果のなかで、質量ともに最大級の規模を誇る文書集といっても過言ではない。

現在は秋田県公文書館(以下公文書館と略す)が所蔵し、一般の閲覧にも供されている(整理番号A280-69-1~61)。「秋田藩家蔵文書」については、市村高男氏・根岸茂夫氏の先駆的研究ののち、所蔵機関公文書館における整理の過程で見いだされた知見が、館職員による研究成果としてまとめられ、成立・伝来といった史料学的研究がいちじるしく進展した³。これら成果には学ぶべき点が多い。

ところで史料編纂所では、早くからこの文書集に注目して採訪をおこない、複製本を作成して閲覧に供するとともに、史料集へ採録してきた。『大日本史料』への採録は、大正 7 年(1918)刊行の第六編之十六が最初と思われる。正平 7 年(1352)正月 18 日条「尊氏、鎌倉下著ヲ告ゲテ陸奥岡本弥二郎及ビ同隆弘ヲ招ク」の綱文のもと、「秋田藩採集文書」の書名で、その第 1 冊岡本又太郎元朝家蔵文書から、同日付の足利尊氏御判御教書 2 通を掲載している。第六編は『大日本史料』各編中もっとも早く刊行された編であり、第 1 冊は明治 33

³ 市村高男「いわゆる「秋田藩家蔵文書」についての覚書」(『小山市史研究』3、1981 年)、根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」(『栃木史学』5、1991 年)、遠藤巖「佐竹家中岡本氏と秋田藩家蔵文書」(『茨城県史料』付録 28、1992 年)、伊藤勝美A「『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、1995 年)、同B「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」(同前 2、1996 年)、同C「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」(同前 3、1997 年)、鈴木満「『秋田藩家蔵文書』考」(『秋大史学』44、1998 年)。その他関連する研究成果として、伊藤勝美D「秋田藩の諸土系図について」(『秋田県公文書館研究紀要』4、1998 年)、加藤昌宏「元禄家伝文書」に関する一考察」(同前 6、2000 年)、佐藤隆「秋田藩の系図史料について—系図史料の整理と系図目録の編集—」(同前 7、2001 年)、平田有宏「藩制後期・秋田藩家臣団の系図に関する覚書—いわゆる「文化年間等提出系図」を中心に—」(同前 8、2002 年)、伊藤成孝「岡本元朝と家譜編纂事業について」(同前 13、2007 年)。

年(1900)の刊行である。

『大日本史料』における採用書名が「秋田藩採集文書」であることからわかるように、史料編纂所の複製本はこの名前で登録公開されている。まず謄写本のかたちで明治 45 年(1912)7 月に 34 冊が作成され(架番号 2071.24-2、当時の所蔵者秋田県庁)、ついで昭和 44 年(1969)に茨城県史編纂室撮影フィルムを借用して紙焼製本した写真帳に 29 冊(架番号 6171.24-1、合冊して写真帳自体は 24 冊、当時の所蔵者秋田県立秋田図書館)、昭和 58 年(1983)に引伸(フィルム原版所蔵者未詳)製本した写真帳に全 61 冊(架番号 6171.24-3、当時の所蔵者同前)が収められた。

またこれらとは別に、「小野崎家蔵文書」(内題は「小野崎権大夫通貞家蔵文書」という謄写本一冊がある(架番号 2071.31-26)。これは「秋田藩家蔵文書」の第 21 冊に該当する。書写作成は明治 31 年(1898)である(原蔵者秋田県庁)。

明治 31 年の「秋田県史料採訪目録」および「史料蒐集復命書」⁴によれば、同年 7 月 20 日から 8 月 8 日にかけて、史料編纂助員池田晃淵氏が秋田県におもむき、県下の文書・記録などの採訪をおこなっている。「採訪目録」には、秋田県庁所蔵として、「一、佐竹家臣所蔵文書写之内現存 四十冊」と「一、小野権太夫通貞家蔵文書 一冊」の 2 件が記載され、このうち後者のみに「写済」の印が捺されている。

ここから、明治 31 年時点で「秋田藩家蔵文書」は「佐竹家臣所蔵文書写之内現存 四十冊」として史料編纂所に把握されたこと、「小野崎権太夫通貞家蔵文書」は前者とは別あつかいになっていたこと、後者 1 冊のみが写されたことがわかる。これが前記の「小野崎家蔵文書」にあたるのだろう。それから 14 年後の明治 45 年にあらためて謄写本が作成されたわけだが、ここにも「小野崎権大夫通貞家蔵文書」は第 34 冊として収められている。なぜこの 1 冊のみが別に把握されたのか、池田氏が調査した 40 冊とはいかなる中味だったのか、明治 45 年に謄写されたのが 34 冊になった経緯など、それ以上の事情は残念ながら不明である。

さて、上記明治 45 年謄写本・昭和 44 年写真帳が「秋田藩家蔵文書」にほかならないことを明らかにしたのが市村氏である。謄写本未収録の冊を補ったのが昭和 44 年写真帳であるという関係になる(若干の重複もある)。

ここで「秋田藩家蔵文書」の近代以降の所管について確認しておきたい。秋田藩により何段階かの過程を経て編纂された文書集は、明治の版籍奉還・廃藩置県により秋田県に伝えられた。伊藤勝美氏は明治 32 年(1899)の秋田図書館開館にともない同 33 年に同館に貸し出されたと論じるが⁵、県庁蔵本の目録で、同 33 年・40 年に秋田図書館貸出本と照合された印のある「(旧)書籍目録」(公文書館蔵、以下便宜的に明治 33 年目録と呼ぶ)によれば、同 40 年時点でも貸出されておらず、県庁にあったらしい。その後のある時期に図書館所蔵史料として登録されたあと、平成 5 年(1993)11 月の秋田県公文書館開館を機に同館に移管され、現在に至っている。

したがって史料編纂所(当時は東京帝国大学文科大学史料編纂掛)が謄写本を作成した明

⁴ 「史料蒐集復命書」9(0170-2-9)・「史料蒐集目録(副本)」70・68(0170-4-70,68)所収。

⁵ 伊藤B論文。

治 45 年には、奥書どおり秋田県庁所蔵であったようである。謄写本第 1 冊(岡本又太郎元朝家蔵文書)の表紙裏に、大正 2 年(1913)10 月付、藤田(図書部史料編纂官補藤田安蔵氏か)の印が捺され、「本書原目録ナク又巻次ナシ。今新ニ目録ヲ作り仮ニ巻次ヲ定メテ捜査ニ便ス。但目録ハ目録彙纂中ニ収ム」(句点は引用者が補った)の識語が墨書された紙片が貼付されている。ここから次の二点がわかる。

- ①現在の「秋田藩家蔵文書」第 1 冊にあたる「文書目録」は、謄写本作成のおり含まれていなかったこと。
- ②現在の謄写本の冊次は、原秩序とはまったく関係なく、謄写をおこなった史料編纂所側の整理によること。

「文書目録」自体は天保 3 年(1832)に藩の記録所が作成した目録⁶や、明治 33 年目録に記載があるので⁷、何らかの事情で謄写対象から外れたと考えざるをえない。「文書目録」が一緒に謄写されていれば、「原目録ナク」とは書かれなかっただろうし、そこに記載された順序にそって冊次が整えられただろうから、謄写本が明治 45 年段階での秩序どおり写されたのではないかとする市村氏・遠藤氏の推測は成り立たない。

その後「文書目録」の秩序を大筋で維持しつつ、「文書目録」にある冊を一部除き、逆に「文書目録」に記載のない同種の編纂文書集をくわえて順序を整え、全 61 冊としたのが「秋田藩家蔵文書」である。謄写本「秋田藩採集文書」が作成されたのは「秋田藩家蔵文書」成立以前だった、というわけである。

以上のようなこみ入った成立事情を整理してもなお釈然としないのは、ほぼ同じ史料群を指しながらも、「採集文書」と「家蔵文書」のように名称が異なる点なのではあるまいか。これについては、『国史大辞典』第 1 巻の「秋田藩採集古文書」項(吉川弘文館、1979 年、執筆者山口啓二氏)が参考になる。

そこでは、「秋田藩が蒐集・編纂した古文書」と定義づけたうえで、秋田藩による修史事業の経緯とその成果、集められた史料の歴史的意義、藩による整理保管のされ方、複製本の所在などが簡潔に解説されている⁸。このなかで山口氏が念頭に置いている「秋田藩採集古文書」の全体像とは、「佐竹文書六巻・天英公御書三巻・鑑照公御書一卷・家蔵文書四十余巻・同文化新出文書二十余巻など」ということになる。現「秋田藩家蔵文書」は、ここであげられたうちの後ろ二つ(ただし「文化新出文書二十余巻」は誤認)にほぼ該当する。「秋田藩採集(古)文書」という大集合のなかに、「秋田藩家蔵文書」という部分集合が含まれるという関係になる。

実際、市村氏が指摘しているように、昭和 44 年写真帳には、「秋田藩家蔵文書」(謄写本採録以外の冊)のほか、秋田図書館所蔵の原文書(佐藤家文書)や、佐竹家・家臣諸家の系図数点、書札礼書、「佐竹家譜」の一部などが「秋田藩採集文書」の書名のもとに収録されている。

⁶ 「御蔵書目録」乾・坤(秋田県公文書館佐竹文庫(西家)AO290-1)。以下天保 3 年目録と呼ぶ。伊藤B論文参照。

⁷ 伊藤B論文。

⁸ 平凡社刊『日本史大事典』第 1 巻(1992 年)では同じく「秋田藩採集古文書」の項を立て、市村高男氏が執筆している。ただしそこにどのような史料が含まれるかについては見解を異にしている。市村氏の定義については後述する。

しかしながら、たとえば茨城県史編纂室撮影フィルム of 秩序そのままに写真帳が仕立てられたとしても、また、整理担当者 of 名づけに関する苦悩も察するに余りあるが、これら「秋田藩家蔵文書」以外の原文書・系図を「秋田藩採集文書」のなかに収めたことは、拡大解釈に過ぎ、禍根をなお残すものであったといわざるをえない。

いっぽうで、「秋田藩家蔵文書」という書名にも問題がないわけではない。たしかに収録諸冊の外題として、文書提出者(もしくはその主家)の名前を付して「〇〇家蔵文書」と記されているが、「秋田藩家蔵文書」となると意味が通らない。屁理屈をいうようだが、「秋田藩家蔵文書」は、正確には「秋田藩(家中諸家の)家蔵文書」なのである。史料編纂所では、おそらくそうした事情もあって、「秋田藩採集文書」に拘泥したのかもしれない⁹。

この文書集を収載する自治体史に目を移せば、昭和 55 年(1980)刊行の『小山市史』史料編・中世では、「秋田藩家蔵文書」の名称で佐竹氏関係文書を収めている。また平成 3 年(1991)刊行の『茨城県史料』中世編Ⅳ(解説)では、「この文書集には本来、全体を一括しての正式な呼称はな」いことをふまえたうえで、便宜的に「秋田藩家蔵文書」と呼ぶことにするとされている。その後平成 5 年に移管された公文書館でも登録名を「秋田藩家蔵文書」とし、平成 9 年に詳細な文書目録を刊行したことで¹⁰、この名称が一般化した。

いっぽう『大日本史料』では、「秋田藩家蔵文書」収録文書を掲載するとき、いまでも書名を「秋田藩採集文書」としている。利用者の便をはかり、史料編纂所架蔵史料の検索に支障がないようにするという意味では筋が通っているけれども、現在所蔵機関によって全点目録が公開されて学界の共有財産となり、近年刊行された自治体史や研究者の多くも「秋田藩家蔵文書」という名称で引用している現在、かたくなに「秋田藩採集文書」を用いつづけることは新たな誤解を生む原因になってしまわないだろうか。

とはいえこの懸念は「秋田藩採集文書」という史料群名の否定を意味しない。「秋田藩採集文書」の呼称の内実とその是非を問うこととはおのずと別問題である。山口氏の指摘のように、「秋田藩家蔵文書」を含みこむ「秋田藩採集文書」という史料群の枠組みは成立しうるのか、成立するとすれば、それはいかなる史料によって構成されるものなのか。

こうした問題を考えてゆくために、「秋田藩家蔵文書」を中核としたデータベースを構想することは、ひとつの契機となりうるものだと思う。

2 秋田藩の修史事業と「採集文書」

前章において、「秋田藩採集文書」と「秋田藩家蔵文書」のあいだにあった認識の溝はほぼ解消されたのではないかと考える。

次に、「秋田藩採集文書」という史料群のあり方について検討を試みたいところだが、そもそも「秋田藩家蔵文書」61 冊のまとまりについても再検討が必要であるという伊藤氏の指

⁹ 史料編纂所中世史料部門編年第十室の前任者が残した編纂ノートには、書名を「秋田藩採集文書」のままとするにあたり、事情を知る年長の同僚へ相談して決定した経緯が詳細に記録されている。公的なものではないため詳しくは触れられないが、この部分の考察はこの記録に大きな示唆を受けたことのみ、記しておきたい。

¹⁰ 秋田県公文書館編『所蔵古文書目録第 2 集 秋田藩家蔵文書目録』(1997 年)。

摘が存在する¹¹。そこでまず、この指摘を受けて、元禄年間に着手された藩の修史事業とその経過をふまえながら、「秋田藩家蔵文書」の構成について、基本的な事実を確認し、成立に至る流れを一望しておきたい¹²。

秋田藩家中に対し、最初に伝来の文書・系図などの提出命令が出されたのは、元禄9年(1696)8月のことだった。そこでは、たとえば「御当家御系図の写、古来より持ち来たり、又は新規に写所持致し候者は、本書にてなりとも、写にてなりとも、これを差し出すべく候」「自分の系図あり来たり候通り、写にて差し出すべし」「綸旨・院宣・令旨ならび御教書・御下文・御感状・御証文・御書又は古き書状等所持仕り候者は、写候て差し上ぐべく候」¹³のように、佐竹家の系図、自家の系図、伝来文書などについて、写しもしくは原本の提出を求めている。提出先となったのは、翌元禄10年に設置された御文書(記録)所であり、奉行には岡本元朝が任じられた。

提出命令に対する家中の反応はかんばしくなく、その後何年かのあいだ再三にわたり同様の命令が発せられたが、その間提出対象が原本に変化する。提出された史料は、文書所において吟味のうえ臨写され、正統性を認めたものについては「青印状」を添えて提出者に返却された。

文書所の奉行となった岡本元朝に命じられた職務は「御旧記の事」「文書改」だったが、このときの提出命令の最終目的は、提出史料を「連々御系図・御伝記等に書き載せ」ることであり、また「御家譜を撰せらる」ことであった。現在『佐竹家譜』と呼ばれる藩主佐竹氏歴代の家譜がそれである¹⁴。「秋田藩家蔵文書」は、遠藤巖氏がいうように、「佐竹家譜の作成と領内身分制度の確立をめざし着手した事業の副産物的成果」¹⁵であったのである。

元禄年間に始まった修史事業は宝永6年(1709)をもってひと区切りをむかえる。家祖(新羅三郎)義光から義宣までの家譜(の原型)や家臣の系図(諸士系図)などがとりまとめられるとともに、諸家の家蔵文書も提出者別などで分類され、まとめられた。

家譜編纂はその後も継続され、享保12年(1727)に、義光から三代藩主義處までの家譜29冊と家臣の系図集である「諸士系図」23冊の完成をもって「文書所の活動は事実上終了した」¹⁶という。

文書集編纂も宝永6年で終了したわけではない。その後宝永～享保年間(18世紀初頭)に再編成され、また明和～寛政年間(18世紀後半)、文化2年(1805)頃にも家中に文書提出命令が出され、おりおり提出された文書をまとめた冊が増補された。くりかえすが、これら各段階にわたって編纂成立した文書集を「秋田藩家蔵文書」の名前でくくったのが、明治33年以降のある時点から所管した秋田図書館である。

「秋田藩家蔵文書」の構成をうかがうための目録については、伊藤氏により、宝永6年時

¹¹ 伊藤B論文、27頁。

¹² 以下秋田藩の修史事業に関する経過については、根岸論文・伊藤C論文・鈴木論文などに負っている。

¹³ 「山方太郎左衛門泰純処持被仰渡扣」(『国典類抄』前篇嘉部38「御文書取纏」、刊本14巻所収、秋田県立秋田図書館編、1983年)。以下に述べることも、とくに記さないかぎり『国典類抄』所収史料による。

¹⁴ 刊本は原武男校訂『佐竹家譜』(東洋書院、1989年)。

¹⁵ 遠藤論文、3頁。

¹⁶ 根岸論文、101頁。

点・「文書目録」・天保3年時点・明治33年時点のものが指摘されている¹⁷。このうち「文書目録」は前述のように現在「秋田藩家蔵文書」第1冊となっているもので、鈴木満氏によって享保11年(1726)もしくはそれをさして下らない時期に作成されたことが明らかにされている¹⁸。ただし鈴木氏は、「文書目録」とそれに相当する『家蔵文書』の冊の構成の原形は、宝永八年頃までにできあがっていた」と推測している。「秋田藩家蔵文書」の構成の推移を見るうえでこの「文書目録」がポイントになると考えるので、ここでは、「文書目録」と現「秋田藩家蔵文書」の対応関係について検討したい。

対応関係を図示したのが表1である。伊藤氏があげた各段階の目録を含めたいうで変遷をたどることも重要だが、煩瑣になるため、ひとまず問題を単純化して「文書目録」と「秋田藩家蔵文書」二者間の比較から問題点をあぶり出したい。

それぞれのまとまりのうち、灰色にした冊が対応関係のとれないものである。なぜそうになっているのかを考えることが、検討の第一歩になる。

まず、「秋田藩家蔵文書」の灰色部分は、享保11年頃成立の「文書目録」に見えない冊である。つまりそれ以降に増補された可能性が高いことを示す。このうち第30～35、37～39、53～56の13冊は、それ以外の対応関係の見いだせる冊が茶表紙なのに対して青色の表紙で装訂されており、見かけのうえでも区別されるものである(ただし対応関係のある第36冊のみ青表紙で例外的)。

天保3年目録には、寺社文書2冊(「秋田藩家蔵文書」第58・59)・家蔵文書26冊(同2～26、29)・城下諸士文書13冊(同40～52)・近進以下文書1冊(同57)・城下并在京諸士家蔵文書1冊(同36)・諏訪棟札写1冊・城下陪臣文書1冊(同27)・城下庶民文書1冊(同28)・文書目録1冊(同1)にくわえ、①寛政以来新出家蔵文書6冊・②同城下諸士家蔵文書4冊・③同三国社神主大友正木家蔵文書1冊・④文化新出御旗本家蔵文書1冊が見える。伊藤氏は①の6冊を第30～35に、以下②の4冊を同53～56、③を同39、④を同38に比定しており、首肯しうる見解である。

以上の操作をへてなお残るのは第37・60・61の3冊である。これらは天保3年目録においても未把握だったか、同目録との対応関係が見いだせないものとなる。しかしこれら3冊については、明治33年目録との対応が見いだせるため¹⁹、天保3年以降藩から秋田県庁に引き継がれるまでのあいだに所蔵史料中として把握され、秋田図書館において「秋田藩家蔵文書」中に編入されたということになるだろう。以上の経緯からも、「秋田藩家蔵文書」の構成・冊次は近代の人びとの考え方によっていることがはっきりわかる。

次に、「文書目録」の灰色部分を検討したい。これらは、享保11年頃成立の「文書目録」では他の冊同様のあつかいを受けていたにもかかわらず、現「秋田藩家蔵文書」には含まれていないことを意味する。

¹⁷ 伊藤B論文。宝永6年時点のものとは、表紙に宝永六年己丑五月日、奥に宝永七年七月日と中村又左衛門(光得)の差出書、吉成藤兵衛・渡辺奥右衛門の宛書のある「御文書并御書物帳目録受取渡目録」のこと(公文書館整理番号AS029-1)。以下宝永6年目録と呼ぶ(史料編纂所は『佐竹家文書并記録目録』乾としてこの写本を架蔵する。明治31年作成、架番号RS4100-107)。明治33年時点のものとは、前記明治33年目録のこと。

¹⁸ 鈴木論文、32頁。

¹⁹ 伊藤B論文。

表1 「秋田藩家藏文書」構成の変化

現状の冊次	現状の内容(内題)	「文書目録」
秋田藩家藏文書1	文書目録	五冊 御文書
秋田藩家藏文書2	佐竹式部義都家人家藏文書	一冊 佐竹式部少輔義都家臣
秋田藩家藏文書3	佐竹左衛門義命並組下角館給人及組下塩谷民部方綱並角館給人藏文書	一冊 佐竹左衛門義富/同組下角館給人/同家臣/塩谷民部方綱/同組下角館給人
秋田藩家藏文書4	佐竹中務義秀並家臣家藏文書	一冊 佐竹中務義秀/同家臣
秋田藩家藏文書5	佐竹淡路義敏並湯沢給人人家藏文書	一冊 佐竹淡路義敏/同組下湯沢給人/同家臣
秋田藩家藏文書6	佐竹六郎義方並大館給人人家藏文書	一冊 佐竹六郎義方/同組下大館給人
秋田藩家藏文書7	大山弥大夫義次並組下院内給人人家藏文書	一冊 石塚主殿義敏/同組下樽山給人/同家臣
秋田藩家藏文書8	戸村十六夫義連並組下横手給人人家藏文書	一冊 大山弥大夫義次/同組下院内給人/同家臣
秋田藩家藏文書9	小野岡・古内・宇都宮・伊達・武茂・箭田野家藏文書	一冊 戸村十六夫義連/同組下横手給人
秋田藩家藏文書10	岡本又太郎元朝家藏文書	一冊 小野岡市太夫義伯/古内茂右衛門義陣/宇都宮帯刀典綱/『伊達九郎三郎処宗』/武茂右馬允/箭田野藤三郎
秋田藩家藏文書11	岡本又太郎元朝組下角間川給人人家藏文書	一冊 岡本又太郎元朝
秋田藩家藏文書12	真壁甚大夫安幹家藏文書	一冊 『一冊』同組下角間川給人
秋田藩家藏文書13	多賀谷将監隆経並組下松山給人人家藏文書	一冊 真壁甚大夫安幹
秋田藩家藏文書14	茂木筑後知量並家臣家藏文書	一冊 多賀谷将監隆経/同組下樽山給人/同家臣
秋田藩家藏文書15	十二所給人茂木筑後知量組下家藏文書	一冊 茂木筑後知量
秋田藩家藏文書16	和田掃部助為重家藏文書	一冊 同組下十二所給人/同家臣
秋田藩家藏文書17	小貞・松野・今宮・真崎・小田野・須田家藏文書	一冊 和田掃部助為重
秋田藩家藏文書18	酒出金太夫季親家藏文書	一冊 小貞田右衛門頼忠/真崎兵庫兵衛純/松野右市助綱利/小田野刑部正安/今宮文四郎永敷/『今宮伊織史』/須田内記
秋田藩家藏文書19	小場源左衛門処房家藏文書	一冊 酒出金太夫季親
秋田藩家藏文書20	小瀬緑殿助伊親・赤坂忠兵衛光康家藏文書	一冊 小場源左衛門処房
秋田藩家藏文書21	小野崎権太夫通貞家藏文書	一冊 小瀬緑殿助伊親/赤坂忠兵衛光康
秋田藩家藏文書22	向右近守政並組下横手給人人家藏文書	一冊 小野崎権太夫通貞
秋田藩家藏文書23	渋江内膳処光並組下刈和野給人人家藏文書	一冊 向右近守政
秋田藩家藏文書24	田代・前小屋・佐藤・玉生・小野寺・梅津・梅津・大越・大塚・信太・八木家藏文書	一冊 渋江内膳処光/同組下刈和野給人
秋田藩家藏文書25	船木朝負昭陣家藏文書	一冊 田代準人/前小屋市右衛門忠兼/佐藤忠左衛門清信/玉生八兵衛武宗/小野寺桂之助道家/梅津半右衛門忠昭/梅津与左衛門忠経/大越十郎兵衛貞国/大塚九郎兵衛實名/信太東市郎勝行/八木作助為忠
秋田藩家藏文書26	白河七郎兵衛朝盛家藏文書	一冊 船尾朝負昭陣
秋田藩家藏文書27	城下陪臣文書	一冊 白河七郎兵衛朝盛
秋田藩家藏文書28	城下庶民文書	十四冊 旗本諸士文書
秋田藩家藏文書29	松山給人石塚主殿義敏組下家藏文書	一冊 『一冊』 近進以下文書
秋田藩家藏文書30	今宮・多賀谷・石見家人家藏文書	一冊 城下陪臣文書
秋田藩家藏文書31	北並家人・南並家人・大山並家人家藏文書	一冊 城下庶民文書
秋田藩家藏文書32	佐竹石見組下大館給人人家藏文書	二冊 寺社文書
秋田藩家藏文書33	佐竹主計本家中及組下、佐竹左衛門・茂木若狭・向普刀・梅津小右衛門組下給人人家藏文書	一冊 諏訪棟札写
秋田藩家藏文書34	小野崎・和田・渋江並家人・真崎・玉生・向・中川家藏文書	
秋田藩家藏文書35	八木・佐藤・細井・赤坂・信太・寺崎家藏文書	
秋田藩家藏文書36	城下並在京諸士家藏文書	
秋田藩家藏文書37	文化新出家藏文書	
秋田藩家藏文書38	文化新出御旗本在々家藏文書	
秋田藩家藏文書39	三国神社神主大友正木家藏文書	
秋田藩家藏文書40	城下諸士文書卷1	
秋田藩家藏文書41	城下諸士文書卷2	
秋田藩家藏文書42	城下諸士文書卷3	
秋田藩家藏文書43	城下諸士文書卷4	
秋田藩家藏文書44	城下諸士文書卷5	
秋田藩家藏文書45	城下諸士文書卷6	
秋田藩家藏文書46	城下諸士文書卷7	
秋田藩家藏文書47	城下諸士文書卷8	
秋田藩家藏文書48	城下諸士文書卷9	
秋田藩家藏文書49	城下諸士文書卷10	
秋田藩家藏文書50	城下諸士文書卷11	
秋田藩家藏文書51	城下諸士文書卷12	
秋田藩家藏文書52	城下諸士文書卷13	
秋田藩家藏文書53	城下諸士家藏文書	
秋田藩家藏文書54	城下諸士家藏文書	
秋田藩家藏文書55	城下諸士家藏文書	
秋田藩家藏文書56	城下諸士家藏文書	
秋田藩家藏文書57	近進以下城下諸士文書	
秋田藩家藏文書58	寺社文書 上	
秋田藩家藏文書59	寺社文書 下	
秋田藩家藏文書60	家藏文書断片	
秋田藩家藏文書61	新出古文書写(大館家人・小場家人・南家人・佐竹左衛門家人・大館家臣)	

※『』内は朱筆による追筆。

このうち「御文書」5冊は、市村氏・鈴木氏が明らかにしたように、現在財団法人千秋文庫に所蔵されている「御文書」6冊のうち巻一～五に相当するものと考えられる。元禄期以来の修史事業において家中から提出された文書のうち、佐竹氏宛の文書は提出者から召し上げられ、藩にとどめられた。これらを「秋田藩家蔵文書」各冊と同じように写して冊子に仕立てたものが「御文書」である²⁰。そこには431点の文書が収められており、うち約半数については、現在も原文書が千秋文庫に伝わっている²¹。

「御文書」6冊は、「佐竹文書」の書名で史料編纂所にその影写本が架蔵されている(全10冊、架番号3071.24-1)²²。影写本作成は「秋田藩採集文書」謄写本作成に先立つ明治26年(1893)のことである(原蔵者佐竹義生氏)。鈴木氏によれば、宝永6年段階で「御文書」は1冊だったが、その後享保11年かそれをさして下らない時期に5冊に増補されたという。そこからさらに1冊増え、全6冊となった時期はわからない。

いっぽうの「諏訪棟札写」1冊は、原本が公文書館に所蔵されている(整理番号A175-20)。「文書目録」に確認される他の冊(茶色表紙)と同様に薄手の紙に書かれ、互いの関連性は濃厚だが、棟札の写しという内容から「秋田藩家蔵文書」に入らなかったのだろうか。秋田図書館における整理の過程で除外された理由はさだかではない。

「秋田藩採集(古)文書」を、公文書館所蔵の61冊と千秋文庫蔵「御文書」6冊の計67冊とみなす見解がある²³。しかしこれは新たな誤解をまねく恐れがある。「秋田藩採集文書」のなかに「御文書」をくわえるのであれば、同じく「文書目録」に含まれながらもその後切り離された「諏訪棟札写」もくわえなければ筋が通らないからである。

そのうえ、ここまで見てきたように、修史事業の過程で収集臨写してきた文書集に対する秋田藩の認識は、強固なまとまりとしてそれらを固定化しようとしたものではなく、冊子単位、あるいは文書一点ごとに可変的な、きわめてゆるやかなものであった。

「秋田藩家蔵文書」や「御文書」にとどまらず、それらと同様の意図をもって編纂成立した文書集を含めた全体をどのように呼べばいいのだろうか。これこそが、山口氏の考え方に通底する「秋田藩採集文書」ではあるまいか。ひとまずここでは、「秋田藩家蔵文書」をも含みこむ、秋田藩の修史事業において収集書写編纂された文書集が「秋田藩採集文書」であると定義しておきたい。

3 「秋田藩採集文書」の復元

秋田藩の修史事業において収集書写編纂された文書集を「秋田藩採集文書」とみなし、「秋田藩家蔵文書」はその一部を構成していると考えた。「御文書」「諏訪棟札写」もまた、「秋田藩採集文書」に含まれるものであった。

「秋田藩家蔵文書」と同様の性格をもつ可能性のある文書集については、「諏訪棟札写」も

²⁰ 鈴木論文、32頁。鈴木氏によれば、当初は写すのみで返却され、後年献上された文書もあるという。

²¹ 財団法人千秋文庫編『千秋文庫所蔵佐竹古文書』(発売東洋書院、1993年)に写真・釈文が収められている。

²² 市村論文、31頁。

²³ 『日本史大事典』の「秋田藩採集古文書」項(市村氏執筆)。鈴木論文、18頁。

含め、すでに伊藤氏がいくつか指摘している。ただし伊藤氏は拙速を避け、「(「秋田藩家蔵文書」の一引用者注)編纂・成立過程を明らかにした上で判断すべきこと」と慎重な姿勢をとっている²⁴。

「秋田藩の修史事業において収集書写編纂された文書集」という定義は、いかにも曖昧である。一枚一枚の紙に文書を臨写し、端に朱筆で文書名と提出者を記して、提出者とその階層ごとに編纂し袋綴冊子のかたちで綴じるという体裁の共通性に重きをおくのか、文書提出・吟味が確認できる年次に成立したものを指すのか、文書所の関与が明らかであるものを意味するのか。それらの問題点もまた「編纂・成立過程を明らかにした上で判断すべきこと」というほかなく、上記のようなゆるやかな枠組みにより捕捉される史料それぞれを慎重に検討してゆく必要がある。

上記定義のように「秋田藩採集文書」を考えると、そこに含まれるものかどうかを判断するための指標がひとつある。前述のように修史事業が家譜作成を目標としていたのであれば、完成した家譜に引用されている文書(およびそれを収める文書集)は「秋田藩採集文書」たりうるということだ。

以上のような定義・指標を前提に、ここでは、「秋田藩採集文書」を構成する可能性のある文書集いくつかについて考えてみたい。手がかりとして、史料編纂所に所蔵されている佐竹家関係の謄写本に注目しよう。表2としてまとめた。

表2 史料編纂所架蔵佐竹氏関係謄写本

	書名	冊数	文書点数	原蔵者	書写年	架番号
①	天英公御書写	1	1	佐竹義春	1933年	2071.08-9
②	天英公・鑑照公御書写	1	40	佐竹義春	1933年	2071.08-10
③	天英公御書写(梅津本)	3	278	佐竹義春	1934年	2071.08-12
④	佐竹文書	1	34	不詳	1884年頃	2071.31-3

※②の原本は写真帳「秋田県公文書館所蔵文書」1(6171.24-5-1)に収める。

①は原題簽に「水戸到来」という角書きがある。収められているのは、和田安房守(昭為)・人見主膳正(藤道)宛の7月23日付佐竹義宣書状1点である。原本の所在は不明。

②は原題簽に「向右近・梅津半右衛門献」とある1冊本で、向守政および梅津半右衛門(憲忠孫忠宴もしくはその子忠昭)の献上文書40点を写したものの。前半の向家旧蔵文書22点は家老向宣政・同梅津憲忠両名か、宣政単独に宛てた秋田藩初代藩主佐竹義宣(天英公)書状であり、後半18点はもともと表紙であったと思われる紙に原外題「鑑照院殿御書写梅津半右衛門忠宴家蔵 全」とある梅津家蔵の二代藩主佐竹義隆(鑑照公)書状である。収録文書の概要については表3としてまとめた。

義隆書状の大半は梅津半右衛門(憲忠子忠国か)宛である。向家旧蔵文書は全点「秋田藩家蔵文書」第22冊にも収められており、「秋田藩家蔵文書」のほうが書写の質は高い。原本は秋田県公文書館に伝存している(整理番号AS312-2)。

③は原題簽に「天英公御書写 梅津半右衛門忠宴家蔵」とある3冊本で、上巻は義宣書状40点、中巻は義隆書状24点と義宣書状102点、下巻は義宣書状91点と義隆書状21点から成っている。宛所は大半が梅津半右衛門(憲忠、一部他の家臣との連名)である。中巻・下巻で義宣書状と義隆書状が入り組んでいるのは、原本押紙にあるように綴じ違えたものだろう。書名こそ「天英公御書写」だが、実際は鑑照公義隆書状も含む梅津家蔵文書である。

²⁴ 伊藤A論文、27頁。

収録文書の概要について表4(稿末)としてまとめた。原本の所在は不明。

表3 史料編纂所謄写本「天英公・鑑照公御書写」目録

通番	編者の 年次比定	月日	差出	宛所	丁	備考	佐竹家譜 巻-頁-段	原本	家蔵文書 冊-番号
1	(元和2)	4月19日	御名乗御居判(義宣)	向右近	2			佐竹	22-12
2	(元和2)	5月2日	御名乗御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	4		上348下	佐竹	22-20
3	(元和2)	3月24日	御名乗御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	5		上347上	佐竹	22-22
4	(元和2)	4月12日	御名乗御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	8		上347下	佐竹	22-27
5	(元和2)	4月19日	御名乗御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	12		上348上	佐竹	22-23
6	(元和2)	5月3日	御名乗御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	13	脱漏あり	上349上	佐竹	22-26
7	(元和2)	4月22日	御名乗御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	14			佐竹	22-19
8	(慶長19)	10月7日	御名乗御居判(義宣)	向右近	17		上323下		22-14
9	(元和3)	10月14日	御黒印(義宣)	向右近・梅津半右衛門	19			佐竹	22-18
10	(慶長11)	12月2日	御名乗御居判(義宣)	向右近	22	6日の誤写			22-3
11		2月18日	御名乗御居判(義宣)	向右近	24			佐竹	22-5
12		12月19日	御名乗御黒印御居判(義宣)	向右近	25			佐竹	22-16
13	(元和3)	11月5日	御黒印御居判(義宣)	向右近	26			佐竹	22-8
14	(慶長17)	4月15日	御名乗御黒印御居判(義宣)	向右近	29			佐竹	22-13
15	(元和2)	5月14日	御名乗御黒印御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	31				22-21
16	(元和2)	4月15日	御名乗御黒印御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	32		上348上	佐竹	22-24
17	(元和3)	10月16日	御黒印御居判(義宣)	向右近	34			佐竹	22-6
18		11月10日	御名乗御居判(義宣)	なし	36			佐竹	22-4
19	(元和4)	3月16日	御黒印御居判(義宣)	向右近	38	日付「壬」脱(家譜3/16に引用)	上355上		22-9
20	(元和4)	3月20日	御黒印御居判(義宣)	向右近	40	日付「壬」脱(家譜3/20に引用)	上355下		22-10
21	(元和4)	3月15日	御名乗御黒印御居判(義宣)	向右近	41	元和2年カ 42・43丁前後逆		佐竹	22-11
22	(元和2)	4月15日	御名乗御黒印御居判(義宣)	梅津半右衛門・向右近	42		上347下	佐竹	22-25
「鑑照院殿御書写 梅津半右衛門忠宴家蔵 全」(中扉。元表紙か)									
23		12月11日	御名乗御居判(義隆)	久保田御城	45				
24		9月3日	御名乗御居判(義隆)	窪田御城	46				
25		7月9日	御名乗御居判(義隆)	窪田御城	47				
26		6月2日	御名乗御居判(義隆)	窪田御城	48				
27		11月23日	御名乗御居判(義隆)	久保田御城	49				
28		3月3日	御名乗御居判(義隆)	梅津半右衛門	50	従是末所賜梅津半右衛門也			
29		5月12日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	51				
30		4月18日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	52				
31		5月4日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	53				
32		10月6日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	54	考証按文あり			
33		7月29日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	55				
34		2月22日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	56				
35		4月9日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	58				
36		4月28日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	60				
37		2月16日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	61				
38		8月6日	なし	なし(梅津半右衛門)	64				
39		7月20日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	65				
40		7月24日	御名乗御居判(義隆)	なし(梅津半右衛門)	67				

*年次比定のうち、「」は藩文書所、()は『秋田藩家蔵文書目録』による。
*原本項に「佐竹」とあるものは、秋田市立佐竹史料館に原文書が所蔵されている。

④は1点小場小伝次宛があるが(田崎治左衛門献上)、残り33点は家老戸村義国・義連宛の義隆・三代藩主義處書状である。田崎献上分以外は戸村家蔵文書となる。この冊のみ他に大きく先んじて明治17年(1884)頃写され、原蔵者未詳とある。原本の所在は不明。

宝永6年目録に、梅津・向・戸村各家蔵文書に関連しそうなものとして、次の項目がある。

A「一、天英公御書写三冊梅津半右衛門忠昭所蔵
ノ本書ヲ以テコレヲ写」

B「一、鑑照院殿御書写一冊同
前」

C「一、天英公御書写一冊向右近守政所蔵ノ本
書ヲ以テコレヲウツス」

D「一、梅津半右衛門忠昭所蔵文書一冊」(Cとの間中略あり)

E「一、梅津半右衛門先祖江被下 天英公并天山公等之御書一筆筒ニ入鎖前
鍵有」(Dとの間中略あり)

山口氏による「秋田藩採集古文書」定義のうち、「天英公御書三巻・鑑照公御書一卷」とは、AとBを念頭に置いているのだろう。それではC以下はどのような性格の文書集なのか、表2に示した4点の謄写本とどのように関連するのだろうか。山口氏の想定の妥当性を含め、この点について伝来を検討して確認したい。

このうちA・Bの4冊が③と②後半に当たると推測される。梅津家蔵の義宣・義隆の書状はもともと別の冊子だったわけである。その後のある時点で仕立て直されたさい、現在

のような錯簡が生じたうえに、義隆書状の一部がCの向家蔵文書と一緒にされた。③にある注記「従是末所賜梅津半右衛門也」から考えると、通番 1・65・222 号文書がAの 3 冊の冒頭に配されていた可能性が大きい。Bは②の後半部分が冒頭部となり、以下③のうちの中巻前半・下巻後半のものがつづくことになる。Eは、書き方から、これら梅津家蔵文書の原文書にあたると思われる。現在梅津家文書原本は散逸してしまい、表 4 にあるように、ごく一部が各所に伝来している。

梅津半右衛門忠昭家蔵文書は「文書目録」中に名前があるものの、それが含まれるはずの冊(現在の第 24 冊。表 1 参照)から省かれている。伊藤氏も鈴木氏も、省かれた分をDとしている²⁵。たしかに「家譜」を見ると、藩主義宣以外の人物が梅津憲忠に宛てた文書を「梅津藩右衛門忠昭家蔵」という典拠にしている²⁶、それらの文書が 1 冊にまとめられていた可能性がある。ただしこの冊の原本については現在所在が確認できず、謄写本も作成されていない。

ところで史料編纂所には、明治 27 年(1894)11 月に佐竹義生氏蔵本を写した「佐竹家文書并記録目録(坤)」がある(架番号RS4100-107-2)。この段階での佐竹侯爵家蔵史料がわかる目録である。それによれば佐竹家では、貴重史料を日・月・星の紋をあしらった文書箱 6 箱(各紋 2 箱ずつ)に分蔵していた。日箱には家譜、月箱には系図類が、その他記録類が星箱に収められた²⁷。「御文書」6 冊は星箱に収められているが、同じ星箱中に、(イ)「天英公御書写」2 冊、(ロ)「天英公御書写(向右近献)」と「鑑照公御書写(梅津忠宴献)」の合本 1 冊、(ハ)「鑑照公德雲公戸村へ被下御書写」と「鑑照公御書写」の合本 1 冊が確認できる。

このうち(イ)の 2 冊には「一冊ハ梅津忠宴献上、一冊ハ文政七年水戸より到来」とある。後者が表 2 の①にあたろう。いっぽう前者は、宝永 6 年目録や現状の梅津本「天英公御書写」(表 2 の③)の冊数と異なる。1 冊に合本されていたのだろうか。また(ロ)は先に検討した表 2 の②、(ハ)は表 2 の④に合致する(徳雲公は義處)。③を除き、史料編纂所の謄写本はほぼこのときの状態を反映しているといえよう。④は記録上原蔵者未詳とされていたが、これも佐竹家所蔵だったのである。

以上から明らかのように、これら藩主の重臣宛書状もまた、写しが作られて「御文書」などととも伝来していた。そのうえで向家・梅津家蔵文書の場合、家譜への引用も確認される。表 3・4 に示したとおりである。「義宣家譜」の編纂責任者であった中村光得による推定年号が日付の右肩に書き添えられているものもあり、それらは当然ながら家譜にも収録されている。家譜編纂にさいし年次考証がなされ、特定されたもののみ家譜に収められたわけである。

したがって、上に掲げたA・B・Cの 3 点(つまり表 2 の①～③)は、家譜編纂に利用されたという意味で、「秋田藩採集文書」に含めるべきものである。Dも一緒にすることができよう。山口氏の定義は妥当であると考えられる。表 2 の④については、編纂・成立時期が明らかでないうえ、義隆・義處の家譜にここからの文書引用が見られないものの(義隆家譜以

²⁵ 伊藤C論文、注 12(16頁)。鈴木論文、27頁。

²⁶ たとえば、『佐竹家譜』元和元年正月 12 日条(刊本上巻 338 頁)所載の憲忠宛屋代忠照書状など。

²⁷ その他、元・亨・仁・義・利・貞・礼・智の 8 箱に『国典類抄』が収められた。

降は基本的に文書の引用はなくなる)、①～③と同類の文書集として、修史事業の過程で編纂されたとみなしていいのではあるまいか。

さて次に、「秋田藩家蔵文書」とは別に、公文書館に所蔵されている文書集のうちの1冊を検討したい。「古文書写 小野寺・六郷」(整理番号 A148)である。このなかには、佐竹氏が秋田に入る以前に出羽仙北(現在の秋田県南部)を領していた横手城主小野寺氏の旧臣が提出した文書20点が収められている。内容は「秋田藩家蔵文書」と同体裁(法量はほぼ同じで、料紙は比較的厚手の紙)の臨写文書集である。各文書の冒頭にある朱書による文書名・提出者の書き方にも共通点がある。ただし一部は朱書でなく、付箋墨書にて提出者のみ記されている。概要は表5としてまとめた。

表5 「古文書写 小野寺・六郷」目録

	年	月日	文書名	横	付箋・朱書	備考
1		なし	木次出雲守書状写	補38	なし	
2		7月11日	長束正家書状写	補32	付「右同人」	影落合
3		10月3日	神尾内膳(小野寺保道)書状写	補57	付「梅津外記組下角間川給人嶋森亦右衛門」	
4	(慶安4)	3月24日	小野寺直道(保道)書状写	補69	なし	
5	(慶長元か2)	8月27日	小野寺義道書状写	補25	付「梅津外記組下角間川給人松岡平蔵」	原文書
6	寛文7	7月28日	小野寺保道名字書出写	補76	付「梅津外記組下角間川給人夫友三郎右衛門」	
7	寛文11	8月18日	小野寺保道名字書出写	補90	付「右同人」	
8	(天正19)	12月11日	小野寺義道書状写	補19	付「梅津外記組下角間川給人杉沢市左衛門」	
9	(寛永19)	3月20日	小野寺義道書状写	398	付「梅津外記組下角間川給人松岡勘十郎」	原文書
10	寛文11	8月18日	小野寺保道名字書出写	補91	付「梅津外記組下角間川給人八木治左衛門」	
11	(正保3)	1月5日	小野寺直道書状写	補62	付「梅津外記組下角間川給人日野源五郎」	
12	(寛永20)	なし	小野寺直道書状写	補53	朱「(文書名略)松岡勘十郎所蔵」	
13		7月11日	小野寺直道書状写	補56	朱「(文書名略)角間川給人松岡卯右衛門所蔵」	
14	(正保4)	4月7日	小野寺儀右衛門(保道)書状写	補67	なし	
15		6月25日	小野寺保道書状写	補100	朱「(文書名略)角間川給人六郷喜左衛門」	
16		5月23日	小野寺保道書状写	補99	朱「同書」	
17	寛永19	7月26日	小野寺直道名字書出写	補51	朱「同書」	
18	寛文8	11月15日	小野寺保道名字書出写	補81	朱「同書」	
19	寛文3	2月4日	小野寺保道名字書出写	補74	朱「同書」	
20	寛文11	8月18日	小野寺保道名字書出写	補92	朱「(文書名略)角間川給人石山利助」	

※年次の()は『横手市史』による推定。

※横項の数字は、『横手市史』史料編古代・中世、補は『横手市史叢書10 史料編中世補遺1』の文書番号。

※備考項の原文書は、原文書の写真のみ残っているもの。影落合は、史料編纂所影写本「落合文書」所収。

小野寺氏は、義道の代に、関ヶ原合戦のおり家康に反する行動をとった上杉氏に荷担したかどにより所領を没収された。小野寺氏に仕えた家臣団はこのとき分散したが、一部は出羽にとどまり、新領主佐竹氏に召し抱えられている。彼ら小野寺旧臣団が召し抱えを望むにあたり新領主佐竹義宣に提示した条件は、平鹿郡百万刈輪の開墾であった。

水戸 54 万石余から秋田(久保田)20 万石余に減ぜられて移った義宣はこれを受け入れ、以後旧臣団は、横手川・大戸川・雄物川の合流点付近に広がる湿地帯であった百万刈輪(現横手市百万刈付近)の開墾を目的に、出羽北部における河川交通の要衝で、百万刈輪の北に位置する角間川(現大仙市)に入植する。当初彼らを組下として預かり、この地域の支配を担ったのが梅津家だった²⁸。

文書集の登録名「小野寺・六郷」は整理時のものであろう。小野寺氏にくわえ同じく出羽仙北の一部(現在の美郷町一帯)を領した六郷氏の名前があるのは、表5にあるとおり文書提出者の一人が六郷氏であるためだろうが、この六郷氏は小野寺氏家臣の家であるため、誤解である。現在同書は装訂しなおされ、原表紙に書かれていたとおぼしき墨書外題「古文書写」と、朱書の数字「二九七」2箇所のみ部分的に切り取られ、扉に貼付されている。本

²⁸ 以上の経緯は、『大曲市史』第二巻通史編(1999年)、半田和彦『秋田藩の武士社会』(無明舎出版、2006年)、『横手市史』通史編原始・古代・中世第六章第二節(金子執筆)などを参照。

来の外題はたんに「古文書写」だったとみられる。伊藤氏によれば、朱書数字は明治 33 年目録と合致する整理番号であり²⁹、同目録の二九七番には「一、古文書写 一冊」とある。

「古文書写」に収められた文書はいつ頃提出され、臨写編纂されたのだろうか。付箋には「梅津外記組下」とある。角間川の組下預は、宝永 4 年(1707)に梅津半右衛門忠昭から岡本元朝に交替となり、その後正徳 2 年(1712)に梅津氏が復帰したという³⁰。表 5 に見える提出者の一人八木治左衛門(道孝)は、「八木氏分流系図」³¹によれば享保 2 年(1717)3 月に死去している。少なくとも「古文書写」はそれ以前の提出・成立である。

この時期の梅津家当主半右衛門忠昭は、藩の家老をつとめていたが、ゆえあって宝永 3 年 10 月に免職、所領没収のうえ蟄居処分を下された。その後許されて家老格に復帰したのは享保 4 年のことである³²。梅津氏の系図によれば半右衛門の前の通称が外記であると思われるため、忠昭が外記を名乗っていた時期の提出である可能性が高い。いまかりに『佐竹家譜』(義處家譜)によると、元禄 8 年(1695)9 月に佐竹義處が忠昭父半右衛門忠宴の弔問に訪れた記事では外記とあり、その後元禄 12 年 12 月に家老になった記事では半右衛門とあるので、このあいだに通称を変えたことになる³³。家中に対し家蔵文書提出命令が出た時期に合致するので、「古文書写」も元禄～宝永の修史事業において編纂成立したと考えられる。

もっとも、小野寺氏旧臣が多く含まれる角間川給人の提出文書については、「秋田藩家蔵文書」への採録の点で多少の問題を抱えている。表 1 を見るとわかるように、「文書目録」成立当初は岡本又太郎元朝家蔵文書と同組下角間川給人家蔵文書が 1 冊にされていたものの、のちの時点で後者の頭に朱筆で「一冊」と書き入れられ、現在そのとおりに各 1 冊となっているからである。

鈴木氏によれば、岡本組下角間川給人に対し、宝永 6 年に提出した文書を家蔵の文書として写し、返却する旨を伝えた記録が残っているが、このとき写された文書は「秋田藩家蔵文書」の現第 11 冊とは異なるのではないかという³⁴。第 11 冊は他の冊とくらべて収録文書数が 13 点と少ないこととあわせ、角間川給人家蔵文書については今後検討を重ねてゆく必要がある。

以上本章では、「秋田藩採集文書」に含まれるべき文書集として、史料編纂所謄写本(佐竹家旧蔵)「天英公御書写」「天英公・鑑照公御書写」「天英公御書写(梅津本)」「佐竹文書」、秋田県公文書館所蔵「古文書写」があることを指摘した。

おわりに

日本史研究にかぎるまいが、データベースは、ひとつの研究をおこなうために有用な道

²⁹ 伊藤B論文、23 頁。

³⁰ 加藤論文、66 頁。

³¹ 秋田県公文書館所蔵(整理番号A288.2-540-4)、文化 2 年(1805)8 月提出。

³² 「梅津氏統系」(史料編纂所謄写本、原本は秋田県公文書館所蔵、整理番号AH288.2-3-2)

³³ この部分の考証については、より精度の高い史料を用いて再検証する必要がある。

³⁴ 鈴木論文、27 頁。

具であることはいうまでもなく、そのうえで、ある研究の帰結である反面、別の新たな研究の出発点にもなりうるという、研究の結節点に位置するものであるべきだ。

本稿の試みは、いわば“データベース前の下準備”であり、ひとつのデータベースを構築してゆくという終着点を目指している。もちろんその過程でもさまざまなデータベースにお世話になった。ひとつの研究がデータベースという情報網のなかから生み出され、さらにそこから新たなデータベースが構想される。データベース創出のダイナミズムの渦中で史料研究をおこなうことは、21世紀を生きなければならない史料編纂所員にとっては宿命のようなものであろうし、日本史研究者冥利に尽きる仕事である。

本稿で考えてみたのは、「秋田藩家蔵文書」を中核とする仮想的な“秋田藩採集文書データベース”である。いくつかの史料の検討に費やしたかぎられた時間のなかでも、それが現実化へ向かって前進しつつあることを肌で感じた。

もとより「秋田藩採集文書」という枠組みは、史料編纂所における史料採訪、史料編纂にたずさわった先輩たち、そしてその仕事を『大日本古記録 梅津政景日記』編纂をとおして正面から受けとめた山口啓二氏によって打ち出されたものであって、目新しい概念ではない。また、はるかむかしの昭和初年、実際に紙と筆を用いて同じようなデータベースづくりに熱意をかたむけた先人がいることにも思いを馳せなければならない。樋口九三氏である。

公文書館には、ここまで論じてきた61冊本の「秋田藩家蔵文書」とは別に、40冊本の「秋田藩家蔵文書」がある(整理番号A280-2-1~40)。こちらは俗に「樋口本」と言われ、市村氏によって詳しい検討がなされている³⁵。

市村氏によれば、樋口本は宇都宮市の樋口九三氏によって昭和3年(1928)9月に編纂がなされ、同10年に秋田図書館に寄贈された。内容は、「家蔵文書」以下同類の文書集を樋口氏が楷書で筆写し、収録文書を年代別・地方別・諸家別に編纂しなおしたものである。収録文書は約3750点。市村氏がまとめた内容一覧表を見ると、たとえば「鎌倉文書」「南北朝文書」「慶長文書」「元和文書」のように時代でまとめられている冊もあれば、「奥州文書」「出羽文書」のように発給者の所在した地域別、「佐竹四代文書」「佐竹義宣文書」など発給者別にまとめられた冊もある。

樋口氏は、「佐竹侯爵家ノ書庫ニ蔵スル御文書六冊、同梅津氏ノ謄写セル天英公御書三冊、鑑照公御書一冊、秋田県庁ノ書庫ニ蔵スル秋田藩文書所編纂の家蔵文書四十余冊、同文化新出ノ家蔵文書二十余冊」(凡例)を謄写したという。この採録範囲は、山口氏の「秋田藩採集(古)文書」定義に受け継がれている。

樋口氏が文書を謄写した時点で、「秋田藩家蔵文書」61冊というまとまりが形成されていたかどうか不明だが、少なくとも樋口氏はそうした枠組みとは無関係に、上記文書集をひとつのまとまりとして把握し、ここから取捨選択をくわえただけで内容により編纂しなおし、そこに「秋田藩家蔵文書」という名称を付したのである。市村氏は、「秋田藩家蔵文書」の書名は樋口本との関わりで昭和になってから成立したと論じており、その可能性が高い。

³⁵ 市村論文、35頁以下。

このあたりの経緯解明はまた別の課題である。いずれにせよ、樋口氏の仕事は、“秋田藩採集文書データベース”のさきがけと評価することができる。

近年の公文書館における整理にともなう研究の前進、本稿で試みたような「秋田藩家蔵文書」類似史料の検討などにより、仮想的“秋田藩採集文書データベース”の枠組みは、樋口氏のそれから広がることが予想される。こうした“秋田藩採集文書データベース”の拡充が、筆者が連携研究者として参加している「史料デジタル収集の体系化に基づく歴史オントロジー構築の研究」(S科研)としての第一の目的となる。そのうえでゆくゆくは、S科研やその他史料編纂所における大規模共同研究のなかで取り組まれている史料画像のデジタル化と、歴史オントロジー概念による人物情報の知識化という成果を取り込んでいきたいと考えている。

もとよりこのデータベースは、既存の史料編纂所データベースとは別に新たに構築するのではない。1600年以前の古文書を網羅する目的で構築されている「日本ユニオンカタログ・データベース」には、影写本『佐竹文書』、つまり「御文書」の1点ごとの情報がすでに搭載されている。そのうえ、公文書館編『秋田藩家蔵文書目録』の情報もまた搭載済みであり、「秋田藩採集文書」を研究資源とするための土台はおおかた整備されているのである。

新しく把握された「秋田藩採集文書」を構成する文書集のデータをそのなかに入れてゆくことで、第一の目的は比較的近い将来達成することができるだろう。

そのあとの計画は、「日本ユニオンカタログ・データベース」およびその他並行的に進んでいる大規模共同研究の成果に大きく依存することになり、どこまで実現できるか不透明なのだが、当面は、最低でも撮影したカラー画像を文書データとリンクさせ、原本画像を閲覧できる環境整備につとめたい。

次いで、公文書館が所蔵している「元禄家伝文書」など修史事業のさいに家中から文書とともに提出された各種系図の目録情報³⁶と関連づけ、また系図に登場する個々の人物にXMLタグを付し、血縁・姻戚関係や名乗りの情報なども付随させることで、歴史オントロジーの構築も試みたい。

秋田藩を研究する専門の研究者のみならず、地元秋田の人びとの歴史への関心、また秋田藩の武士出身という所伝を持つ人びとの「先祖調べ」にも寄与できるデータベースができれば、史料編纂所が提供する歴史情報データベース利用者の裾野は広がるにちがいない。

付記

本稿で検討した秋田県公文書館所蔵史料については、同館加藤昌宏氏のご教示にあずかった。また表4「天英公御書写(梅津本)」の『大日本史料』第十二編収載状況調査では、同僚及川亘氏のご協力を得た。本データベースの構想および歴史オントロジーについては、同僚井上聡・遠藤珠紀・高橋典幸・山田太造各氏に教えられることが大きかった。あわせて感謝申し上げたい。

³⁶ 公文書館蔵の系図史料については、秋田県公文書館編『所蔵古文書目録第4集 系図目録Ⅰ』(2001年)・『所蔵古文書目録第5集 系図目録Ⅱ』(2002年)にまとめられている。